

浦 監 第 256 号  
令和 5 年 9 月 22 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 24 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求に係る監査の結果

### 第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

### 第2 請求の受理

令和5年7月24日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和5年7月26日付けで本措置請求書を受理した。

### 第3 請求の要旨

#### 1 措置を求める理由

2023(令和5年)4月1日付けで浦安市緑化事業協同組合との間で随意契約により締結された「緑のリサイクル業務委託」(契約額19,072,900円)は「一社随意契約理由書」によれば「堆肥の製造・販売には、千葉県の許可が必要であり、その許可を受けているのが市内において緑化事業協同組合しかありません。また、市内の公共施設に樹木剪定を行っている業者の殆どが、浦安市緑化事業協同組合の会員であり、持ち込み業者を統括して施設の運営や維持などを遂行できるのは浦安市緑化事業協同組合しかできないため、一社随意契約をお願いするものです。」を一社随意契約理由としている。

しかし、肥料の品質の確保等に関する法律によれば許可は要せず、届出義務があるのみである。また、当該組合が持ち込み業者を統括していることを示す公文書は存在しない。

即ち、虚偽の内容が記載された「一社随意契約理由書」により入札による業者選定が行われなかったことは浦安市契約事務規則に違反している。

よって、「虚偽の理由書を作成し随意契約を締結したことを改めること」を市長に勧告することを請求する。

(添付書類)

事実証明・「緑のリサイクル業務委託契約書(表紙)」2023.4.1

・一社随意契約理由書

・メール「6月6日付：公文書開示請求につきまして」2023.6.19

・浦安市公文書不開示決定通知書

(浦み第320号) 令和5年7月6日

※請求書中、添付資料として「浦安市公文書不開示決定通知書(浦み第274号)2023.6.20」と記載されていたが、実際の添付資料は上記のとおりであった。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

浦安市職員措置請求書に記載されている事項を証する書面並びに請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

令和5年4月1日に締結した、「緑のリサイクル業務委託」(契約額19,072,900円)における、「一社随意契約理由書」について、虚偽の内容が記載されたものであり、入札による業者選定が行われず契約締結したことは浦安市契約事務規則に違反しているのかを監査の対象とした。

### 2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

#### (1) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和5年8月7日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、陳述書及び新たな証拠の提出(令和5年8月4日提

出)があった。

(提出された書類)

- ・ 一社随意契約理由書 (2019、2020、2021、2022 年度分)
- ・ 浦安市公文書部分開示決定通知 (浦み第 321 号) 2023. 7. 6
- ・ 特殊肥料生産業者届出書 (2003. 3. 13)
- ・ 特殊肥料販売業務開始届出書 (2003. 3. 13)
- ・ 浦安市緑化事業協同組合ホームページ
- ・ 意見書 (改善を要する浦安市に於ける入札実態) 令和 5 年 5 月 22 日

4 監査対象部局への監査

令和 5 年 8 月 7 日から 8 月 23 日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第 5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

本件業務委託における一社随意契約理由書には「堆肥の製造、販売については、千葉県の特許が必要であり、その特許を受けているのが市内で浦安市緑化事業協同組合しかない」とされている。

肥料の品質の確保等に関する法律では、千葉県の特許ではなく、千葉県知事への届出を要するものであり、特許と届出とは行政対応が全く異なるもので、当該理由書は競争入札を回避する目的で作成された悪質な虚偽公文書である。

「一社随意契約理由書」は、職務に関し、行使の目的で作成したものであり、作成及び決裁に関わった職員及び管理職は、刑法第 156 条 (虚偽公

文書作成等) に該当する刑法違反の作為の当事者である。

本件請求の対象は、2023年(令和5年)4月1日契約の「緑のリサイクル業務委託」に関わるものであるが、同一文言の一式随意契約理由書が2019年度(令和元年度)から2022年度(令和4年度)の契約にも付随されており、それ以前にも同一文言の一式随意契約理由書が作成され、決裁されたものと推定される。

虚偽公文書作成等の刑法違反が継続し、恒常化していることは、法令や事実を確認せず、安易に前例踏襲を繰り返す弛緩した市職員の服務実態を表し、浦安市基本条例第17条第1項及び第18条に違反しており、市長の責任は極めて重大である。

浦安市緑化事業協同組合は、千葉県知事に対する届出内容が実態と乖離したにもかかわらず、変更届け出を長期間行っておらず、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項に違反している。緑のリサイクル事業において、違法、不適格の事業者に長年にわたり業務委託している。

また、堆肥販売業務開始届出が20年前に千葉県に提出されているがこれは、業務委託の内容を逸脱する届出である。生産された堆肥は浦安市の所有であるにもかかわらず、当該事業協同組合が千葉県知事に対し、肥料販売業務開始届出書を提出したことは、委託された業務を逸脱したものであり、この届出についても記載内容の変更届はされていない。

当該事業協同組合のホームページでは、協同組合としての事業が掲載されており、堆肥を無償配布していることが公表されているが、緑のリサイクル事業業務委託契約では、堆肥の生産を委託しているのであって、無償配布の業務は委託していない。無償配布の主体は浦安市であるのに、無償配布の事業主体が当該事業協同組合であると市民が誤解する状況となっており、市長は当該事業協同組合が誤った認識をしていることを放置している。

## 2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

## (1) 本件業務委託について

「緑のリサイクル業務委託」については、ごみの減量化や焼却に伴う環境問題が提起されている中で、市内公園や街路樹などの樹木剪定で発生した剪定枝を有効活用するため、浦安市緑化事業協同組合からの提案や環境問題への配慮、循環型社会の構築の観点から、平成12年度に開始された事業である。事業内容としては、市内公園や街路樹などの樹木剪定で発生した剪定枝を粉碎・チップ化し、公園や緑地にマルチング材として敷き均しを行い再利用するとともに、堆肥を生産している。

堆肥の製造については、公園や街路樹の剪定作業により発生した剪定枝を千鳥地区の臨海公園予定地(市有地)にあるリサイクル場へ搬入し、粉碎機により3~4cm程度のチップ状にし、そのチップを発酵させ、匂いを消すためのミネラル触媒液及び良質な堆肥にするための酵素パウダーを混入し切り返しなどを繰り返し、数年かけて堆肥の製造をしている。

また、製造された堆肥については、市が所有者となっており、市内の植栽工事などの際に堆肥や土壌改良材として利用するとともに、千葉県に肥料販売業務の届出をしている浦安市緑化事業協同組合に委託し、植木まつりにおいて、別途「植木まつり運営業務委託」として、浦安市緑化事業協同組合が受託しており、市民に無償配布を行っており利活用されている。

## (2) 本件業務委託契約において「堆肥の製造・販売には千葉県の許可が必要であり、許可を受けているのは市内で緑化事業協同組合しかない」と一社随意契約理由とした理由について

堆肥については、肥料の品質の確保等に関する法律第2条により「特殊肥料」と定義されており、同法第22条第1項により特殊肥料生産業者は、生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出するものとなっている。また、同法第23条第1項により販売業務においても、管轄する都道府県知事に届け出するものとなっている。

本件業務委託における一社随意契約理由書に「堆肥の製造・販売には千葉県の許可が必要であり、許可を受けているのは市内で緑化事業協同組合しかない」としたことについては、堆肥の生産開始時に届出し受領印が押印されたことにより、許可を得たものと認識していたことにより、

これまでも「千葉県の許可が必要」と一社随意契約理由としてきたものであった。

(3) 「緑のリサイクル事業」において、公共施設等において剪定した高木の枝を持ち込む業者を統括し施設の運営や維持などを遂行できるのは浦安市緑化事業協同組合だけなのかについて

契約にあたり、浦安市の入札参加資格者名簿の樹木管理に登録がある市内業者のうち造園業者は13社あり、そのうち12社が浦安市緑化事業協同組合の組合員であった。

請求人の主張のとおり、当該事業協同組合が持ち込み業者を統括していることを示す公文書の存在は確認できないが、市の公共施設の樹木剪定を請負う市内業者の殆どが組合員であるため、組合は市内公共施設の高木の剪定枝の持ち込み業者を把握することが可能であり、合理的であると考えられる。

(4) 本件業務委託契約において、浦安市緑化事業協同組合と一社随意契約により契約締結したことについて

地方公共団体の契約の方法は、「地方自治法第234条第1項」において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」とされている。「随意契約」とは、任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法で、同条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、「一般競争入札」を原則としつつも限定的に「随意契約」による締結が認められている。

本件業務委託契約において、請求人は虚偽の一社随意契約の理由により契約締結されたと主張しているが、所管課のみどり公園課によれば、契約時には、堆肥の製造・販売について、届出を行っている市内事業者の有無を千葉県に確認しているとのことで、令和5年4月1日現在、または過去においても堆肥の製造・販売の届出を行っている市内事業者は浦安市緑化事業協同組合のみとなっている。

(5) 浦安市緑化事業協同組合は、記載内容の変更について届出を行わず、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項に違反している事業者なのかについて

請求人が、当該事業協同組合が千葉県に届け出ている「特殊肥料生産業者届出書」及び「肥料販売業務開始届出書」について、記載内容の変更があるにもかかわらず変更届出がされていないと主張していることについては、令和4年8月1日付け、「特殊肥料生産業者届出事項変更届出書」及び「肥料販売業務開始届出事項変更届出書」が千葉県知事に対し提出され、受理されている。

## 第6 監査の結果

### 1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

### 2 理由

請求人は、『令和5年4月1日締結の「緑のリサイクル業務委託」において、「一社随意契約理由書」は、虚偽の内容であり、これにより入札による業者選定が行われなかったことは浦安市契約事務規則に違反している。堆肥の製造・販売については、千葉県への許可ではなく届出が必要であるが、「一社随意契約理由書」によれば、「堆肥の製造・販売には、千葉県の許可が必要であり、その許可を受けているのが市内において緑化事業協同組合しかいない。また、市内の公共施設に樹木剪定を行っている業者の殆どが、浦安市緑化事業協同組合の会員であり、持ち込み業者を統括して施設の運営や維持などを遂行できるのは浦安市緑化事業協同組合しかできない」と記載されている。さらに、当該事業協同組合が持ち込み業者を統括していることを示す公文書は存在しない』と主張している。

届出ではなく許可が必要としたことについては、堆肥の生産開始時に千葉県に届出し受領印が押印されたことにより、許可を得たものと担当者が認識していたことにより、これまでも「千葉県の許可が必要」とし一社随意契約理由としてきたものであった。

「届出」に対し、「許可」としたことは、事務上の誤りであり、担当者



の認識不足、決裁事務においても長期に亘り見過ごされてきたことは不適切な事務処理であったことは明らかである。しかしながら、競争入札を回避する目的で故意に「許可」とした悪質なものではないと考えられる。

また、当該事業協同組合のみが持ち込み業者を統括しているのかについては、請求人の主張のとおり、当該事業協同組合が持ち込み業者を統括していることを示す公文書の存在は確認できないが、契約にあたり、浦安市の入札参加資格者名簿の樹木管理に登録がある市内業者のうち造園業者は13社あり、そのうち12社が浦安市緑化事業協同組合の組合員であった。当該事業協同組合は、市内公共施設の高木の剪定枝の持ち込み業者について把握することが可能であり、当該事業協同組合が行うことが合理的であると考えられる。

つぎに、入札による業者選定が行われなかったことについては、堆肥の製造・販売について、届出を行っている市内事業者の有無を千葉県に確認しており、令和5年4月1日現在、また、過去においても堆肥の製造・販売の届出を行っている市内事業者は浦安市緑化事業協同組合のみとなっていた。

地方公共団体の契約の方法は、「地方自治法第234条第1項」において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」とされている。「随意契約」とは、任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法で、同条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、「一般競争入札」を原則としつつも限定的に「随意契約」による締結が認められている。本件業務委託契約の締結については、「一社随意契約理由書」の内容について、一部誤った解釈で記載されていたことは間違いないが、堆肥の製造・販売の届出を行っている市内事業者は浦安市緑化事業協同組合のみであるため、本件業務委託においてはこのことが「一社随意契約理由」にあたりと考えられる。

当該事業協同組合は、千葉県に届け出ている「特殊肥料生産業者届出書」及び「肥料販売業務開始届出書」において、記載内容の変更があるにもかかわらず変更届出がされていないとする請求人の主張については、令和4年8月1日付け、「特殊肥料生産業者届出事項変更届出書」及び「肥料販売業務開始届出事項変更届出書」が千葉県知事に対し提出し、受理されて

おり、届け出の内容に問題はなく、「肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項」に違反しているという請求人の主張にはあたらない。

これらのことから、本件業務委託契約は、届出し受理されたことを「許可」と認識したことにより記載された一社随意契約理由書により締結されたものであるが、故意に記載された悪質なものではなく、結論として当該事業協同組合との契約締結行為自体は違法・不当なものではないと判断した。